議案第1号

小城市公民館条例施行規則の一部改正について

このことについて別紙のとおり提出する。

平成 31 年 4 月 25 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

小城市公民館条例に記載の小城市公民館使用料に掲載されている公 民館と整合性を図るため、小城市公民館条例施行規則の一部を改正する 必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

小城市公民館条例施行規則(平成 17 年小城市教育委員会規則第 24 号) の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「市公民館の」の次に「施設の」を加える。

別表の(1) 開館時間の表中

| | | 小城市小城公民館

午前 8 時 30 分~午後 10 時

小城市三日月公民館

小城市牛津公民館

小城市芦刈公民館

小城市小城公民館桜岡支館

小城市小城公民館岩松支館

小城市小城公民館晴田支館

小城市小城公民館三里支館

を

Γ

小城市牛津公民館	午前 8 時 30 分~午後 10 時
小城市牛津公民館別館	
小城市小城公民館岩松支館	
小城市小城公民館晴田支館	
小城市小城公民館三里支館	

に改める。

別表の(2)休館日の表中

を

Γ

小城市牛津公民館 毎月第3月曜日 年末年始
小城市牛津公民館別館 12月29日~1月3日
小城市小城公民館岩松支館
小城市小城公民館晴田支館

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

小城市小城公民館三里支館

小城市公民館条例施行規則(平成17年小城市教育委員会規則第24号)新旧対照表

現行	改正後(案)
(開館時間及び休館日)	(開館時間及び休館日)
第6条 市公民館の 開館時間及び休館日は、別表のとおりとする。	第6条 市公民館の <u>施設の</u> 開館時間及び休館日は、別表のとおりとする。
2 (略)	2 (两)
別表(第6条関係)	別表 (第6条関係)
(1) 開館時間	(1) 開館時間
開館時間	開館時間
小城市小城公民館 午前8時30分~午後10時	小城市牛津公民館 午前8時30分~午後10時
小城市三日月公民館	小城市牛津公民館別館
小城市牛津公民館	小城市小城公民館岩松支
小城市芦刈公民館	館
小城市小城公民館桜	小城市小城公民館晴田支
岡支館	館
小城市小城公民館岩	小城市小城公民館三里支
松支館	館
小城市小城公民館晴	
田支館	
小城市小城公民館三	
里支館	

(2) 休館日			(2) 休館日		
	定期休館日	その他の休館日		定期休館日	その他の休館日
小城市小城公民館	毎月第1月曜日	年末年始	小城市牛津公民館	毎月第3月曜日	年末年始
小城市三日月公民館 毎月第2月曜日	毎月第2月曜日	12月29日~1月3日	小城市牛津公民館別館		[2月29日~1月3日
小城市牛津公民館	毎月第3月曜日		小城市小城公民館岩松	毎週月曜日	
小城市芦刈公民館	毎月第4月曜日		支館		
小城市小城公民館桜 每週月曜日	每週月曜日		小城市小城公民館晴田		
岡支館			支館		
小城市小城公民館岩			小城市小城公民館三里		
松支館			支館		
小城市小城公民館晴					
田支館					
小城市小城公民館三					
里支館					